

日病薬発第2021-34号

令和3年5月29日

各 位

一般社団法人 日本病院薬剤師会
会 長 木 平 健 治

専門薬剤師・認定薬剤師の認定審査・更新審査に係る取扱いについて
(Q & A)

平素より、薬剤師業務向上のためにご奮闘されていることに敬意を表します。さて、令和2年3月25日付、日病薬発第2019-218号にてご案内しております専門薬剤師・認定薬剤師の認定審査・更新審査に係る取扱いについて(Q & A)の〔6〕「日病薬病院薬学認定薬剤師」若しくは「日本医療薬学会認定薬剤師」に係る取扱いについて、等一部改定、追記をいたしましたのでご案内いたします。本Q & Aは、令和3年6月1日から施行となります。これから認定申請・更新申請を予定されている方は参考にして下さい。

〔 1 〕 「論文」の取扱いについて

< 質問 1 >

専門薬剤師の認定及び専門薬剤師・認定薬剤師の更新において、1編の論文について、申請に使用できる回数などの制限について教えてください。

【 回答 】

1編の論文を、新たに専門薬剤師の認定を取得するための申請に3回、さらに既に専門薬剤師・認定薬剤師の認定を受けている方が更新をする場合は申請に3回使用することができます。ただし、次の使用制限がありますのでご注意ください。

① 専門薬剤師の認定を取得するための申請の場合

1編の論文を、筆頭著者から第5執筆者のうち3名の方までの方が申請に使用することができます。

② 既に専門薬剤師・認定薬剤師の認定を受けている方が更新をするための申請

1編の論文を、更新申請に3名の方が使用することができます。ただし、執筆者の順に制限はありません。

なお、専門薬剤師の認定を取得する際に使用した論文を、更新申請時に再使用することは認められません。

※ 更新申請時には、ご自身の論文リストを提出していただきます。

< 質問 2 >

専門薬剤師の認定及び専門薬剤師・認定薬剤師の更新において、申請に使用する論文に有効期限はあるのでしょうか。

【 回答 】

専門薬剤師の認定を取得するための申請に使用する場合には、学術雑誌等に掲載された年より10年以内のものでなければなりません。

また、既に専門薬剤師・認定薬剤師の認定を受けている方が更新申請をする場合には、認定期間開始後、学術雑誌等に掲載された年より5年以内のものでなければなりません。

< 質問3 >

専門薬剤師の認定及び専門薬剤師・認定薬剤師の更新において、論文の内容が広範囲の専門領域にまたがっている場合、異なる領域の認定申請に各々使用することが可能でしょうか。

【 回答 】

1人の申請者は、複数の領域で使用することはできません。1編の論文を、1つの領域（単一領域）での申請の使用に限ります。なお、専門薬剤師の認定においては、他の共同執筆者が、先の申請に使用された領域とは異なる領域の申請に使用することは可能です。

< 質問4 >

専門薬剤師の認定及び専門薬剤師・認定薬剤師の更新において、複数査読制のある国際的あるいは全国的な学術雑誌に掲載された論文であれば、論文の内容の如何に拘らず有効なのでしょうか。

【 回答 】

論文の内容については、各領域の認定審査において、その領域の専門薬剤師・認定薬剤師の論文として妥当か否かを個々に判断いたします。そのため、全てが有効であるとは限りません。

また、論文の内容に係る認定審査上の判定基準等については、定量的な判定基準を示すことができませんので、予めご了承下さい。

〔 2 〕 「学会発表」に係る取扱いについて

< 質問 5 >

専門薬剤師の認定及び専門薬剤師・認定薬剤師の更新において、1回の発表について、認定申請に使用できる回数などの制限について教えてください。

【 回答 】

1回の発表を、新たに専門薬剤師の認定を取得するための申請に3回、さらに既に専門薬剤師・認定薬剤師の認定を受けている方が更新をする場合は申請に1回使用することができます。ただし、次の使用制限がありますのでご注意ください。

① 専門薬剤師の認定を取得するための申請の場合

1回の発表を、発表者から第5共同発表者のうち3名のまでの方が申請に使用することができます。

② 既に専門薬剤師・認定薬剤師の認定を受けている方が更新をするための申請 1回の発表を、更新申請に1名の方が使用することができます。

ただし、発表者の順に制限はありません。(1名の方が更新申請に使用した場合、他の共同発表者が更新申請に使用することはできません)。

なお、専門薬剤師の認定を取得する際に使用した発表を、更新申請時に再使用することは認められません。

※ 更新申請時には、ご自身の学会発表リストを提出していただきます。

< 質問 6 >

専門薬剤師の認定及び専門薬剤師・認定薬剤師の更新において、申請に使用する発表に有効期限はあるのでしょうか。

【 回答 】

専門薬剤師の認定を取得するための申請に使用する場合には、発表年より10年以内のものでなければなりません。

また、既に専門薬剤師・認定薬剤師の認定を受けている方が更新をするための申請の場合には、認定期間開始後、発表した年より5年以内のものでなければなりません。

< 質問 7 >

専門薬剤師の認定及び専門薬剤師・認定薬剤師の更新において、発表が広範囲の専門領域にまたがっている場合、異なる領域の認定申請に各々使用することが可能でしょうか。

【 回答 】

1人の申請者は、複数の領域で使用することはできません。1回の発表については、1つの領域（単一領域）での申請の使用に限ります。なお、専門薬剤師の認定においては、他の共同発表者が、先の申請に使用された領域とは異なる領域の申請に使用することは可能です。

< 質問 8 >

専門薬剤師の認定及び専門薬剤師・認定薬剤師の更新において、国際的あるいは全国的な学術大会及び日本病院薬剤師会ブロック学術大会で行われた発表であれば、発表の種類・内容の如何に拘らず有効なのでしょうか。

【 回答 】

学会発表の種類については、学術大会でのポスター発表及び口頭発表を対象とします。また、シンポジウムのシンポジスト・共同演者及びワークショップの講師・共同演者等は、発表内容、本人の貢献度合いを含めて、認定審査委員会で個別に審査いたします。

発表の内容については、各領域の認定審査において、その領域の専門薬剤師・認定薬剤師の発表として妥当か否かを個々に判断いたします。そのため、全てが有効であるとは限りません。

また、発表の内容に係る認定審査上の判定基準等については、定量的な判定基準を示すことができませんので、予めご了承下さい。

〔 3 〕 「認定試験」に係る取扱いについて

＜ 質問 9 ＞

専門薬剤師・認定薬剤師の認定において、認定試験に合格した場合の有効期限は、どの程度の期間あるのでしょうか。

【 回 答 】

認定試験合格の有効期間（以下、有効期間）は2年間です。認定試験と同一年度及び次年度の2回の認定申請に有効です。次の場合を除き特例措置はありません。

＜ 特例措置 ＞

実務研修の履修を必要とする領域（がん、妊婦・授乳婦、HIV感染症）の認定薬剤師の認定において、有効期間内に、実務研修の履修以外の全ての認定申請資格を満たした方が、正当な理由（海外留学、出産・育児・病気・介護等による休職・退職等の理由により勤務が中断した場合に限る）により実務研修を履修できなかった場合に限り特例措置の対象にいたします。

特例措置は、正当な理由を有する期間に応じて、個々に有効期間を延長いたします。（最長で認定試験を実施した年度から3年後の認定申請時まで延長可能）

該当する方は、本来の有効期間（認定試験と同一年度及び次年度）における認定申請受付期間内に、①特例措置申請書、②正当な理由を証明する書類、③実務研修の履修以外の認定申請資格に関する書類を領域の認定審査委員会に提出して下さい。認定審査委員会が個別に審査し、書面にて結果を通知いたします。

特例措置申請書等の提出書類及び手続きの詳細は認定申請案内時に日病薬ホームページに掲載いたします。

例）平成29年度認定試験合格者が特例措置を希望する場合は、まず、本来の有効期間である平成29年度または30年度の認定申請受付期間内に上記書類を提出して下さい。認定審査委員会で個別に審査し、正当な理由を有する期間に応じて、延長する有効期間を判断いたします。（最長で令和2年度の認定申請まで）

〔４〕「実務経験」に係る取扱いについて

< 質問 10 >

認定薬剤師の認定において、「薬剤師としての実務経験」は、薬剤師免許登録後、所属に関わらず認められるのでしょうか。

【 回答 】

「薬剤師としての実務経験」とは、医療機関等で実際に薬剤師職員として従事していることを指します。そのため、薬剤師免許登録後の学生、大学・企業等で研究開発等に従事した期間及び行政機関での従事期間は対象外となります。

〔5〕「会員歴」に係る取扱いについて

< 質問 1 1 >

認定薬剤師の認定及び専門薬剤師・認定薬剤師の更新において「職能団体、学会の会員」は、いつから会員である必要があるのでしょうか。

【 回答 】

認定薬剤師の認定においては、申請時に認定申請資格に記載のある団体、学会の会員であることが必要となります。

専門薬剤師・認定薬剤師の更新においては、認定期間の全ての期間において、更新条件に記載のある団体の会員であること、かつ、申請時に更新条件に記載のある学会の会員であることが必要となります。

〔6〕「日病薬病院薬学認定薬剤師」若しくは「日本医療薬学会認定薬剤師」に係る取扱いについて

＜ 質問 1 2 ＞

認定薬剤師の認定及び更新において「日病薬病院薬学認定薬剤師」若しくは「日本医療薬学会認定薬剤師」は、いつから当該認定薬剤師である必要があるのでしょうか。

【 回答 】

認定薬剤師の認定及び更新においては、申請時に「日病薬病院薬学認定薬剤師」若しくは「日本医療薬学会認定薬剤師」であることが必要となります。申請時に有効期限内の認定証の写し（認定通知でも可、認定を受ける見込みの書面は不可）を添付して下さい。

＜ 質問 1 3 ＞

認定薬剤師の認定及び更新において「日病薬病院薬学認定薬剤師」若しくは「日本医療薬学会認定薬剤師」に関する経過措置はどのようなものがあるのでしょうか。

【 回答 】

令和3年度までの認定薬剤師の認定及び更新においては、従前の認定申請資格・更新条件（日本病院薬剤師会生涯研修履修認定薬剤師、薬剤師認定制度認証機構により認証された生涯研修認定制度、日本臨床薬理学会認定薬剤師）で申請することが可能です。また、日本病院薬剤師会生涯研修認定薬剤師（単年度）は、有効ではありません。

令和4年度以降の認定薬剤師の更新においては、申請時に「日病薬病院薬学認定薬剤師」若しくは「日本医療薬学会認定薬剤師」であることが必要となりますので、ご注意ください。（保険薬局に所属する精神科薬物療法認定薬剤師・HIV感染症薬物療法認定薬剤師は従前の認定申請資格・更新条件で申請することが可能です。）

〔7〕「専門業務従事歴」に係る取扱いについて

< 質問 14 >

認定薬剤師の認定及び専門薬剤師・認定薬剤師の更新において「専門的業務に従事していること」という要件について、海外留学、転勤、産休・育休等による勤務中断がある場合、連続性についてはどの程度まで許容されるのでしょうか。

【 回答 】

認定審査委員会で個別に審査いたします。したがって、申請する際には、中断した理由と中断期間などを記述した説明文書（書式自由）を添付して下さい。

また、専門薬剤師・認定薬剤師の更新において、認定期間中、正当な理由（海外留学、転勤、産休・育休等）により専門的業務の勤務に中断期間があるが、それ以外の全ての更新条件を満たした方は、認定期間満了時に、専門薬剤師・認定薬剤師の呼称期間を延長することができる特例措置の対象にいたします。

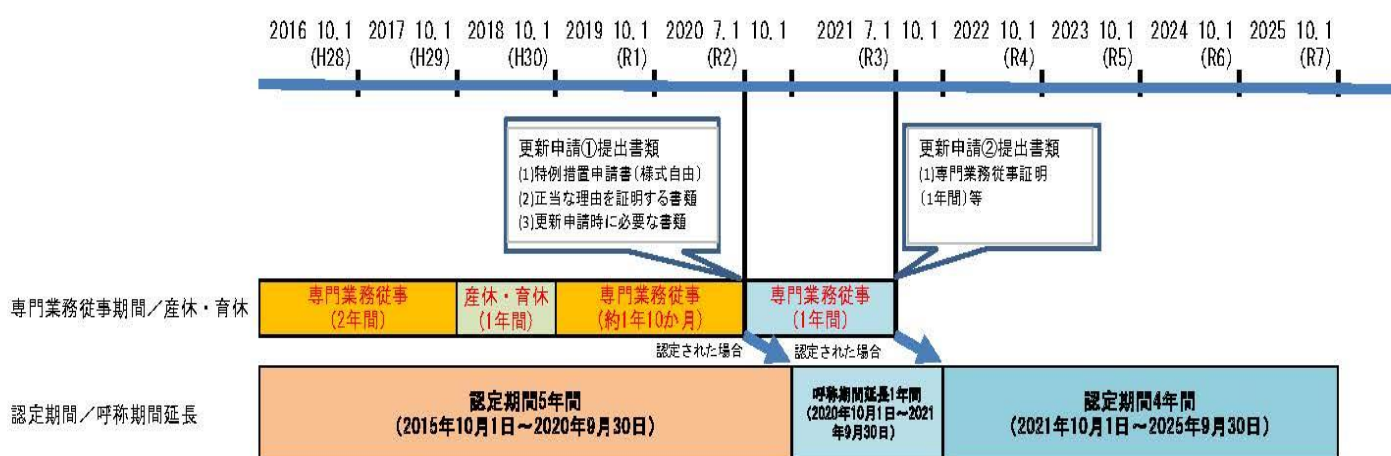
特例措置による専門薬剤師・認定薬剤師の呼称期間を延長することができる期間は、正当な理由を有する期間に応じて、認定審査委員会で個別に決定いたします。（最長で3年間）

なお、専門薬剤師・認定薬剤師更新の認定期間は5年間ですが、特例措置の対象となった場合、呼称期間を延長した期間と、その後の更新認定期間と合わせて5年間となります。

該当する方は、本来の認定期間における更新申請受付期間内に、①特例措置申請書（様式自由）、②正当な理由を証明する書類、③更新申請時に必要な書類を提出して下さい。認定審査委員会が個別に審査し、書面にて結果を通知いたします。呼称期間の延長が認められた場合、呼称期間延長後の更新申請時に必要となる書類も合わせて通知いたします。

例) 令和2年9月30日に認定薬剤師認定期間満了者で、産休・育休により専門的業務の勤務中断が1年間あるが、専門的業務の勤務中断以外の全ての更新条件を満たし特例措置を希望する場合は、先ず、令和2年度の更新申請受付期間内に上記書類を提出して下さい。認定審査委員会で個別に審査した結果、認定薬剤師の呼称期間が1年間延長(令和2年10月1日～令和3年9月30日)になり、令和3年度に更新認定された場合の認定期間の満了は、令和7年9月30日となります。

* 2020年(令和2年)度に認定薬剤師の更新申請予定者の場合



< 質問 15 >

認定薬剤師の取得を目指していましたが、行政機関に異動となりました。再度、行政機関から病院に異動した際に、引き続いて3年以上専門的業務に従事していないと、申請することはできないのでしょうか。

【 回答 】

行政機関等への人事異動により中断した期間を除いて、専門的業務に従事した期間が3年間を満たす場合に、認定審査委員会で個別に審査いたします。

申請する際には、中断期間、中断した理由、所属長による証明などを記載した説明文書（書式自由）を添付して下さい。

ただし、認定試験の特例措置は<質問9>記載の通りですので、認定試験合格の有効期間が切れた場合は、再度認定試験を受験し合格する必要があります。

なお、専門的業務の中断期間は、最長5年間となっておりますのでご留意下さい。

〔 8 〕 「講習会の受講」に係る取扱いについて

< 質問 16 >

認定薬剤師の認定及び専門薬剤師・認定薬剤師の更新において、講習会の受講単位(時間)に、有効期限はあるのでしょうか。

【 回答 】

認定薬剤師の認定を取得するための申請に使用する場合には、講習会の受講年度より5年間(5回の認定申請に)有効です。

専門薬剤師・認定薬剤師の更新のための申請に使用する場合には、認定期間開始後、講習会を受講された年より5年以内のものでなければなりません。

なお、申請の際は、受講した講習会の受講証明及びプログラムを必ず提出して下さい。ただし以下の講習会等はプログラムの提出の必要はありません(受講証明は必ず提出して下さい)。

- ・ 日本病院薬剤師会が主催・共催する講習会
- ・ 都道府県病院薬剤師会が主催・共催する講習会で、受講証明に日本病院薬剤師会発行の受理書番号、時間、単位の記載があるもの
- ・ 更新条件に定められている学会・研究会・職能団体の主催する学術集会(認定薬剤師の認定においては単位として使用できません)

< 質問 17 >

日病薬病院薬学認定薬剤師制度の研修単位シールが配布される講習会・学術集会の受講単位は日病薬病院薬学認定薬剤師制度及び日病薬専門薬剤師制度の両方で使用できるのでしょうか。

【 回答 】

一つの講習会・学会で取得した受講単位を複数の制度の研修単位に利用できません。

受講単位を日病薬専門薬剤師制度に使用する場合は、参加証・受講証・ネームカードなどの写しの右上に、日病薬病院薬学認定薬剤師制度の研修単位シールを貼付して下さい。誤って日病薬病院薬学認定薬剤師制度以外の研修単位シールを受領しないように注意して下さい。(他の研修単位シールを受領した場合は、当該シールと理由を記載した説明文書(書式自由)を添付して下さい。認定審査委員会

で個別に審査いたします。)

日病薬病院薬学認定薬剤師制度の研修単位シールが配布される講習会、学会等で研修単位シールの貼付が無い参加証・受講証・ネームカードの単位は無効となります。

< 質問 18 >

日病薬病院薬学認定薬剤師制度の研修単位シールが配布される学術集会に参加し、かつ、学術集会内で行われた専門薬剤師制度の単位となるシンポジウムを受講しました。日病薬病院薬学認定薬剤師制度の研修単位シール、学術集会のネームカード、シンポジウムの受講証が手元にあります。単位を専門薬剤師制度で使用する際の注意点を教えてください。

【 回答 】

同一日において学術集会の参加単位と当該学術集会で行われたシンポジウムの受講単位を専門薬剤師制度で二重に取得することはできませんので、どちらか一方を使用して下さい。(学術集会の参加単位は認定薬剤師の新規申請では単位として使用することはできませんのでご注意下さい)

学術集会の参加単位を使用する場合はネームカードの右上に、シンポジウムの受講単位を取得する場合はシンポジウムの受講証の右上に日病薬病院薬学認定薬剤師制度の研修単位シールを貼付して下さい。

また、同一領域に限り、同一日に実施された複数のシンポジウムの単位を合算することが可能です。この場合は複数のシンポジウムの受講証を開催時間順にホチキスで留めし、一番前の受講証の右上に日病薬病院薬学認定薬剤師制度の研修単位シールを貼付して下さい。

同一日に使用できる領域は一つになりますので、複数の領域のシンポジウムを受講した場合は、使用する領域を一つ選択して下さい。

< 質問 19 >

複数日にわたる学術集会に参加し日病薬病院薬学認定薬剤師制度の研修単位シールを受領しましたが、単位を専門薬剤師制度で使用する際の注意点を教えてください。

【 回答 】

1日ごとに研修単位シールが配布される学術集会の場合は、研修単位シールの

貼付枚数に応じた日数の単位を使用できます。

< 質問 20 >

日病薬病院薬学認定薬剤師制度の研修単位シールが配布される講習会・学会の受講単位を日病薬専門薬剤師制度に使用したいのですが、日病薬病院薬学認定薬剤師制度の研修単位シールを紛失してしまい、参加証・受講証・ネームカードなどの写しの右上にシールを貼付することができません。

この場合、当該受講単位は無効となるのでしょうか。

【 回答 】

研修単位シールの紛失等、理由を問わず、全て無効となります。

〔 9 〕 「薬剤管理指導の実績」に係る取扱いについて

< 質問 2 1 >

認定薬剤師の認定・更新において、薬剤管理指導の実績に対する所属長による証明については、どのような趣旨で設定されたのでしょうか。

【 回答 】

薬剤管理指導の実績については、申請時の所属長に申請者本人が実際に携わったことを担保していただくと共に形式的事項(単位の記載漏れ、誤字、脱字等)を確認していただくことにいたしました。

なお、不正等が発覚した場合には、当該施設に属する薬剤師の認定及び研修施設の認定を取り消すなど厳正に対処することといたします。

< 質問 2 2 >

認定薬剤師の認定・更新において、薬剤管理指導の実績については「〇〇症例以上」とされているので、それを超える数の症例を記載し、申請してもよいのでしょうか。

【 回答 】

薬剤管理指導の実績については、実務経験として〇〇症例以上を求めているということであって、それ以上の症例があっても申請書には認定申請資格・更新条件で定める症例分のみを厳選して記載して下さい。

〔10〕「日本病院薬剤師会ブロック学術大会」に係る取扱いについて

＜ 質問 23 ＞

専門薬剤師の認定及び専門薬剤師・認定薬剤師の更新において、「学会発表」、「対象となる学会・職能団体が主催する学術集会への参加」で対象とされる日本病院薬剤師会ブロック学術大会には、どのようなものが該当するのでしょうか。

【 回答 】

専門薬剤師の認定審査及び専門薬剤師・認定薬剤師の更新審査においては、下記の学術大会を「日本病院薬剤師会ブロック学術大会」の対象といたします。

記

北海道薬学大会

日本病院薬剤師会東北ブロック学術大会

日本病院薬剤師会関東ブロック学術大会

日本病院薬剤師会北陸ブロック学術大会

日本病院薬剤師会東海ブロック・日本薬学会東海支部合同学術大会

日本病院薬剤師会近畿学術大会

日本薬学会・日本薬剤師会・日本病院薬剤師会中国四国支部学術大会

九州山口薬学大会

〔 1 1 〕 「更新の保留」及び「更新申請」に係る取扱いについて

< 質問 2 4 >

専門薬剤師・認定薬剤師の更新において、更新の保留には、どのようなものが認められるでしょうか。

【 回答 】

海外留学、出産・育児・病気・介護等による休職・退職等の理由により勤務が中断した場合に限り、最長 3 年間（行政機関等への人事異動の場合は、次問参照。）更新を保留することが認められます。ただし、保留期間中は、専門薬剤師・認定薬剤師を呼称することはできません。

保留をする場合は、更新申請する際に、中断期間、中断した理由、勤務が中断したことにより満たすことができなかった項目、所属長による証明などを記載した説明文書（書式自由）を添付して下さい。認定審査委員会で、保留の可否について個別に審査いたします。

また、更新審査においては更新条件を満たした期間が認定期間開始日から通算して 5 年間必要となります。ただし、「認定期間中継続して、日本病院薬剤師会の会員であること。ただし、別記 1 に定める団体のいずれかの会員であればこれを満たす。」については、いずれも認定期間開始日から更新申請日までの全期間満たしている必要があります。

なお、保留期間を含め、認定期間満了後 3 年間以内に更新申請し認定を受けられなかった場合は認定を喪失しますので、ご留意下さい。

例：平成 2 9 年 9 月 3 0 日に認定期間が満了し、令和 2 年度までに更新の認定を受けられなかった場合は資格を喪失します。各年度の更新申請については、認定薬剤師は 6 月に、専門薬剤師は 1 1 月に案内を行いますので、申請期間等について十分ご留意下さい。

< 質問 2 5 >

専門薬剤師・認定薬剤師の更新において、専門薬剤師・認定薬剤師を取得後、保健所への異動があり専門的業務に従事できなかった期間が 3 年間あります。現在は県立病院において専門的業務に従事していますが、更新時の取扱いはどのようになるでしょうか。

【 回答 】

行政機関や専門的業務を行うことが出来ない他の医療機関への人事異動等により中断した期間を除いて、専門的業務に従事した期間が5年間を満たす場合に、認定審査委員会で個別に審査いたします。ただし、更新の保留期間は最長5年間です。また保留期間中は、専門薬剤師・認定薬剤師を呼称することはできません。

更新申請する際に、中断期間、中断した理由、中断により満たすことができなかった項目などを記載した説明文書（書式自由）と辞令文書等を添付して下さい。

また、更新審査においては更新条件を満たした期間が認定期間開始日から通算して5年間必要となります。ただし、資質の担保を継続的に行うために、更新に必要な条件のうち「（1）認定期間中継続して、日本病院薬剤師会の会員であること。ただし、別記1に定める団体のいずれかの会員であればこれを満たす。」「（2）認定期間中継続して、日病薬病院薬学認定薬剤師であること。ただし、日本医療薬学会認定薬剤師であればこれを満たす。（質問13に経過措置有）」については、いずれも認定期間開始日から更新申請日までの全期間満たしている必要があります。

例：認定薬剤師を取得後、行政機関への異動による勤務中断が3年間ある場合には、認定薬剤師を取得してから8年間経過後より更新申請が可能ということです。

なお、保留期間を含め、認定期間満了後5年間以内に更新申請し認定を受けられなかった場合は認定を喪失しますので、ご留意下さい。

例：平成29年9月30日に認定期間が満了し、令和4年度までに更新の認定を受けられなかった場合は資格を喪失します。各年度の更新申請については、認定薬剤師は6月に、専門薬剤師は11月に案内を行いますので、申請期間等について十分ご留意下さい。

< 質問26 >

専門薬剤師・認定薬剤師の更新において、専門薬剤師・認定薬剤師を取得後、業務命令で医療安全管理室への異動となり、専門的業務に一切従事できなかった期間が3年間あります。現在は専門的業務に従事していますが、更新時の取り扱いはどうなるのでしょうか。

【 回答 】

部署・業務異動等により専門的業務を中断した期間を除いて、従事した期間が5

年間を満たす場合には、認定審査委員会で個別に審査いたします。

ただし、更新の保留期間は最長5年間です。また保留期間中は、専門薬剤師・認定薬剤師を呼称することはできません。

更新申請する際に、中断期間、中断した理由、中断により満たすことができなかった項目などを記載した説明文書(書式自由)と所属長の証明等を添付して下さい。

< 質問 27 >

専門薬剤師・認定薬剤師の更新において、認定期間が満了しましたが、更新条件を満たさず、その年に更新申請をしませんでした。次年度は更新申請をすることができるのでしょうか。

【 回答 】

認定期間満了後3年間は更新申請の有無、更新審査の有無、保留の有無に関わらず更新申請し審査を受けることができます。

例：平成29年9月30日に認定期間を満了する場合は、平成29年度、30年度、令和1年度、令和2年度の更新申請をすることが可能です。

更新申請する際に、更新申請しなかった理由を記載した説明文書(書式自由)を添付して下さい。認定審査委員会で個別に審査いたします。

また、更新審査においては更新条件を満たした期間が認定期間開始日から通算して5年間必要となります。

なお、保留期間を含め、認定期間満了後3年間以内に更新申請し認定を受けられなかった場合は認定を喪失しますので、ご留意下さい。

例：平成29年9月30日に認定期間が満了し、令和2年度までに更新の認定を受けられなかった場合は資格を喪失します。各年度の更新申請については、認定薬剤師は6月に、専門薬剤師は11月に案内を行いますので、申請期間等について十分ご留意下さい。

< 質問 28 >

専門薬剤師・認定薬剤師の更新において、認定期間が満了しましたが、その年に更新申請を忘れてしまいました。次年度は更新申請をすることができるのでしょうか。

【 回答 】

質問 27 の回答と同じです。

< 質問 29 >

専門薬剤師・認定薬剤師の更新において、認定期間が満了し、その年に更新申請をしましたが、不認定となってしまいました。次年度は更新申請をすることができるのでしょうか。

【 回答 】

質問 27 の回答と同じです。

〔 1 2 〕 その他

< 質問 3 0 >

「専門的業務に従事していること」に関する様式、「薬剤管理指導の実績」に関する様式には所属長の証明が必要になりますが、所属長の具体例を教えてください。

【 回答 】

申請者が所属する部門(薬剤部等)の長をいい、薬剤部科の所属長は薬剤部科長となります。ただし、申請者が所属する部門に所属長就任者がいない場合は、所属長次席の役職者の証明で差し支えありません。また、申請者が所属長の場合の証明者は施設長です。

なお、「専門的業務に従事していること」に関する様式について、申請年度の前年度以前の様式を使用された場合は、認定審査委員会の判断により、最新の様式による証明を改めて提出していただく場合があります。

また、「薬剤管理指導の実績」に関する様式は必ず申請年度の最新の様式をご使用下さい。

< 質問 3 1 >

認定薬剤師・専門薬剤師の認定申請・更新申請の際に提出した申請書類は、後日、申請者に返却されるのでしょうか。

【 回答 】

不認定者への日病薬病院薬学認定薬剤師制度の単位シールを除き、申請資料は合否結果に関わらず返却いたしませんので、予めご了承下さい。なお、当該資料については、一定期間保管した後、事務局にて適切に処理いたします。

< 質問 3 2 >

認定薬剤師・専門薬剤師の認定申請・更新申請後の認定審査料・更新審査料の返金は、可能なのでしょうか。

【 回答 】

認定審査料・更新審査料は合否結果に関わらず返金いたしませんので、予めご了承下さい。